

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きが休日は、
その翌日)

第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十月二十六日

鳥取県知事 石破二朗

一 (一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

八頭郡八東町、若桜町、智頭町、船岡町、用瀬町、佐治村（以上六町村
について国有林に限る。）

目次

次

◇ 告示 指定施業要件を指定する予定の保安林にする旨の通知

解除予定の保安林にする旨の通知

教育職員の免許状の授与

道路の位置の指定

公有水面の埋立ての追認

基本測量の実施を終了した旨の通知

◇ 教委訓令 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

正する訓令

◇ 地労委告示 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱

◇ 正誤 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

正昭和四十年九月二十九日付け鳥取県規則第四十六号中訂

昭和四十年九月二十日付け鳥取県告示第四百二十九号中訂正

告示

鳥取県告示第五百二十七号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

告示

二 (一) 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡大山町（国有林）

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採ができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

1 立木の伐採の方法

(3) 間伐は、次のとおりとする。

(1) 保全林として指定された目的
名所の風致の保存

二 (二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採ができる立木は、米子地域森林計画で

(3) 定める標準伐期齡以上のものとする。

間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び八東町役場、若桜町役場、智頭町役場、船岡町役場、用瀬町役場、佐治村役場、大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百二十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字水谷字鷺峰山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百二十九号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第二百四十七号)第五条第二項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一

項の規定により告示する。

昭和四十年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免 許 状 の 種 類	番 号	氏 名	本籍地
幼稚園教諭二級普通免許状	昭四〇幼二普第四号	大江かおり	鳥取県
高等学校教諭一級普通免許状	昭四〇高一普第一号	藤尾 節子	鳥取県

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年十月十九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名

米子市道笑町三丁目 米子市久美町

九三番地

加藤 孝雄

////

六五番九
六五番三
六六番一

延長
一六一・八メートル

道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長

六五番一の一部 幅員 四メートル

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年十月二十一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

01018

鳥取県公報

申請人の住所及び氏名

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

米子市皆生四七三番 米子市上福原字北浜開
地 八幡 隆次

幅員 四メートル

六三二番八
一、六三〇番一三
一、六三〇番一七
一、六三〇番一四
一〇六・二メートル

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終つた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年十月二十六日

鳥取県告示第五百三十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三十六条第二項の規定に基づき、昭和四十年十月十五日次のとおり公有水面の埋立てを追認したので、同法同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立ての追認を受けた者

湖山池開発株式会社取締役社長 米原 穏

二 埋立ての場所及び面積

鳥取市金澤字大掘五五一次一、五五一次二、五五三、五五四番地先湖山

池水面

鳥取市金澤字大門六〇三次一番地先湖山池水面

八二・六八平方メートル

三 埋立ての目的

道路敷地の造成

四 埋立ての工期

昭和四十年十月十五日から昭和四十年十一月三十日まで

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第一号

鳥取県教育委員会事務部局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

昭和四十年十月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 萩 原 治 郎
する訓令

鳥取県教育委員会事務部局職員勤務評定規程の一部を改正

第三条中「及び臨時職員」を削り、同条に次のただし書を加える。
ただし、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)

第七条の二による管理職手当の支給を受ける職員は、評定を受けないも

のとする。

第八条第二項の表を次のように改める。

職名	勤務評定書
所長、課長補佐、所長補佐、館長補佐、經理 室長、係長、主任、白兎莊管理着者分館長	別表第二の1 (監督的職員)
指導主事、社会教育主事。ただし、係長である者を除く。	別表第二の2 (被監督的職員、指導主事)
自動車整備士	別表第二の3 (被監督的上級職員)
主事補、技師、醫師、研究員、學芸員、司書	別表第二の4 (被監督的下級職員)
主事補、技師補、研究員補、學芸員補、司書 運転手、用務員	別表第二の4 (被監督的下級職員)

評定區分表

地方勞動委員會告示

鳥取県地方労働委員会告示第二号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和四十年八月二十六日委嘱したので、その氏名、履歴等を労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

氏名	生年月日	職業	閑歴	住所	電話番号
尾平 正義	明治三七、一〇	無職	現 前元		
鳥取県立米子高等学校校長	拓殖大学教授				
鳥取県地方労働委員会公益委員	日野郡日野町福長九〇四四				
	黒坂 六五				

昭和四十年九月二十九日付け鳥取県規則第四十六号中次の箇所に誤りがあるので、訂正する。

正誤

昭和四十年九月二十日付け鳥取県告示第四百二十九号中次の箇所に誤り

二十八 タ
二十九 タ
三十 タ
三十一 タ

木材せき板ば

木材せき板ば

許容誤差

1%

2%

水量り

アスファルト目地防

アスファルト目地材

撮民

マンナール等

マンホール等

敷き、モルタル

敷きモルタル

X線橋査

X線検査

論送

輸送

打り返し

折り返し

完成年月日

完成年月

鉄鋼製

鉄鋼製

防げ材

防げん材

十五センチメートル

十五ミリメートル

三十二 下 終りから十一
三十三 上 十
三十四 下 十
三十七 上 八
三十八 下 終りから六
三十九 下 五
四十二 上 十三
四十四 上 終りから九
四十六 上 六及び九
四十八 上 終りから八
終りから六
終りから四